遺族補償年金

複数事業労働者遺族年金 支 給 請 求 書

業務災害用 複数業務要因災害用

労働者災害補償保険

遺 族 特 別 支 給 金 支 給 申 請 書 遺 族 特 別 年 金

(	D :	労		働	保		険	番		号			フリ	ガナ							④ 負傷又は発病年月日
府	県	所掌	管	轄	基	幹	番	号	枝	番	号	3	氏	名					(男・	女)	年 月 日
												死亡	生年	月日		年	月	目(	歳)		午前 時 分頃
<u> </u>	2)	年	<u> </u>	È	証	書	の	番		 号		労働	形拉	種							5 死 亡 年 月 日
	_		重	別				号			号	         	400	悝							年 月 日
												0)	所属事								
						あ) どの	<u> </u> ような場所	近でない	) どの	トうか	作業	<b>か</b> 1.*	名称・ ているレ			うた炒	カマルキ環	<b>治に(</b> ラ	) どの	トう	⑦平 均 賃 金
⑥ ÿ	ξ害 <i>0</i>	り原因	及び	発生岩			な又は有													ж.) 	円 銭
																					⑧ 特別給与の総額(年額)
																					円
9	1	)					F金証書 金 コ ー									⊞	死亡労	動者の被	保険者	資格	の取得年月日 年 月 日
亘 笙			<u> 45 10</u>	@ T	亚田 4	T :	<u> </u>	1.		<del></del>	<u>:</u> 当該列	三亡に	<u>-   -   -</u> - 関して	<u>                                     </u>	 れる年金	この種類	類				
厚生年金保険 等の受給関係		厚生:	年金貨	<b>R</b> 険法	·の イ				1	<u>)</u> 国民年	三金沙	: O		. —	口準母			児年金			船員保険法の遺族年金
年全給					Ц		生年金					ニ					л — К				
保関係			支給さ	きれる	年金の額	<u> </u>	支給さ	れること	ととな	った年	月日	(	複数のコ								所轄年金事務所等
						円		年	,	月	日										
	受	けて	いない	い場合	は、次の	いずれス	かを○で図	≣tr.		裁定計	青求中	1 .	不支給	裁定	・未加入	. • [	請求して	こいない	١ .	老齢年	<b>丰金等選択</b>
③のネ	行につ					まで並ひ	い(9の人	)及び(E	かに記	載した	ことお	りで	あること	とを証明	月します	0					
_		年		月	<u> </u>						事	業の	2名称							î	電話() —
〔注意	e)										車者	\$+坦. <i>a</i>	)所在地								<u> </u>
L(II./E		D Ø (1	)及び	(ロ)に	ついては	、③のネ	<b>当</b> が厚生年	三金保険	砂波				の氏名								
	伊	よ険者	であ	る場合	合に限り記	正明する	こと。								(法人				ときに	はその	)名称及び代表者の氏名)
10		氏	彳	3 (フ	リガナ)		生	年月	日			住	所	(フリカ	(ナ)		E亡労・		障害	の有象	無 請求人(申請人)の代表者を 選任しないときは、その理由
																	- */ 12	2 NV	ある	・ない	
請求人人																				-	
人人																				・ない	<del> </del>
								•	•										ある	・ない	
(II) 年金又は複数事業労働者遺族 を受けることができる遺族		氏	名	3(フ	リガナ)		生	年月	H			住	所	(フリカ	<b>i</b> ナ)		E亡労・		障害	の有象	無 請求人(申請人)と生計を同じくしているか
八(申請								•	•										ある	・ない	いいいないいない
人)以外発								•	•										ある	・ない	いいる・いない
の遺伝																			ある	・ない	いいる・いない
疾補償 と																			あろ	・ない	いしいる・いない
12	添	付す	- A	書 粨	その作	1 の 資	ド 料 名														
	12/10	13 /			( C 4> 11								※金融機	関店舗	jコード						
	年3	金の	払渡	₹し?	<del>خ</del>	金融機間(郵便貯金銀行の) 対応等を除く	写 字 名				籾				<u> </u>		!	4E	行	• /	金庫本店・本所
				اع :		町金															世 日 祖 日 祖 支店・支所
	希	望			ර ෲ	大 銀行	。 預	金	通	帳	σ,		並	通・当月	<b></b>		第				号
	金 ▽	融は	り 横郵 (1		関 3	) (ノ) (	一記	- 号		番	号、						No.				,,
	^	۰.5	13	~ "	-5	郵支	フ	IJ		ガ	ナ	*	・郵 便	同コ	- r						
				てい		(店等又は郵気	名				利										
				ヘ ロ <i>i</i> ₹ す		銀郵	所		在		抴	.				都	道県				市郡区
						1」便	預	金	通	帳	σ,	,				第	炸				号
					7 Fs	の局	記	号		番	号	-				Ж					ク
			遺複			償 者 遺族	(/)	支給を	請求し	します	0										
_1	上記により     複数事業労働者遺族年金       遺族特別支給金     の支給を申請します。       遺族特別年金     〒 一 電話( ) 一       年月日     請求人 住所																				
_		<u>'</u>		. •			फ़र	働基準	卧叔昌	2.巨	歐			申	請人		氏名				
			-				カ	炒巫牛	目 7	1 X	175X			升)	表者)		□本件=	手続を裏	夏面に	記載の	の社会保険労務士に委託します。
															個人	番号					
					Att CIT	古公へい	ついてた	コスナーゴ	山十、	スムゴ	松松月日	のタ	F/r:							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の種類及び口座番号
					* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	▼№ 年に	こついて振	心で布	至91	ン立門	/7攻(关)	<b>ツ</b>	1/1		*-	店・オ	k iifi			」具金0	
							銀行・		l⇒vn						4	四・4 出引		普通・		穿	<b>号</b>
							農協・	思筋・1	計組						支	店・ま		口座名	我人		

	④その他就業先の有無									
有無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 社	有の場合でいずれかの事業で特別加入していていただし表面の事業を含まな労働保険事務組合又は特別加入団体の名称		特別加入状況						
労	) 働保険番号(特別加入)	加入年月日	年	月	目					
		給付基礎日額			円					

## [注意]

- ※印欄には記載しないこと

- ※印欄には記載しないこと。 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。 ③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。 ⑦には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間 中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)。 ⑧には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第
- 12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること(様式第8号の別紙1に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。)。 死亡労働者が傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、
- - (1)
  - ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。 ②には、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
  - (3) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
  - ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。 (1)
  - (2)
  - ⑧は記載する必要がないこと。 ④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。 (3)
- 4) 事業主の証明を受ける必要がないこと。
  ④から⑫までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
  この請求書(申請書)には、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(2)、(3)
  及び(5)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
  1) 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項につい
  - (1)ての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
- 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本(請求人(申請人)又は請求人(申請人)以 外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類)
  (3) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族
- (労働者の死亡の当時胎児であった子を除く。)が死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明する とができる書類
- (4) 請求人(申請人)及び請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又 は歯科医師の診断書その他の資料
- (5) 請求人(申請人)以外の遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人(申請
- 明のハス下明ハルハドン風水間原土並入は後数事業カ関有風水土並を支けることができる退床のすら、雨水人(中雨人)と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類 障害の状態にある妻については、労働者の死亡の時以後障害の状態にあったこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- 10 ⑬については、次により記載すること
  - 遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の支給を受けることとなる場合において、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを金融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)から受けることを希望する者にあっては「金 融機関(郵便貯金銀行の支店等を除く。)」欄に、遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者にあっては「郵便貯金銀行の支店等又は郵便局」欄に、そ れぞれ記載すること
    - なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、

  - なお、郵便貯金銀行の文店等又は郵便局から払渡しを受けることを布望する場合であって振込によらないとさば、「預金通帳の記号番号」の欄は記載する必要はないこと。また、年金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します:□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
    ② 請求人(申請人)が2人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人(申請人)について記載し、その他の請求人(申請人)については別紙を付して所要の事項を記載すること。
    「個人番号」の欄については、請求人(申請人)の個人番号を記載すること。

    本件手続きな会の保険登録とに季報するよと、「請求人(申請人)の個人番号を記載すること。
- 11
- 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人(申請人)の氏名」欄の下の口にレ点を記入すること。 ④「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。 その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載 している場合は、記載の必要がないこと
- 複数事業労働者遺族年金の請求は、遺族補償年金の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなさ
- れること。 ④「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族年金の請求はな いものとして取り扱うこと。

社会保険	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号
労務士			( )
司 取 順			_